

平成31年度看護職員等養成修学資金修学生募集要領

1 制度の目的

この制度は、将来、葛巻町内において医療・保健・福祉サービスに従事する看護師等の確保を図ることを目的としています。

2 募集する職種及び人数

看護師	2名
薬剤師	1名
臨床検査技師	1名
介護福祉士	1名

3 応募資格

免許を取得後、町が指定する医療施設等に従事しようとする意思がある方であって、以下の全てに該当する方

- (1) 上記2に掲げる専門職を養成する学校等に合格又は在学している学生
- (2) 本資金貸付制度以外に貸し付けを受けていない方

4 応募方法

(1) 応募期間

平成31年4月1日（月）から平成31年5月31日（金）まで ※必着

(2) 提出書類

以下の書類を葛巻町健康福祉課に提出してください。

- ① 看護職員等養成修学資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 戸籍抄本又は戸籍一部事項証明書
- ④ 履歴書（任意様式：顔写真添付）
- ⑤ 健康診断書
- ⑥ 合格通知書（写）又は在学証明書
- ⑦ 学業成績証明書（前学年度末）
- ⑧ 学校等に毎月納付する費用額及びその内訳が確認できる書類

(3) 提出方法

応募を希望する方は、葛巻町健康福祉課までご連絡ください。説明書及び申請書類等を送付させていただきます。なお、申請書類は町ホームページからも取得可能です。

① 持参する場合

受付時間は、土・日・祝日等を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

② 郵送の場合

簡易書留など、記録が残る方法により提出してください。

5 選考方法

- (1) 修学資金貸付対象者は、書類審査及び面接により決定します。
- (2) 面接の実施日は、後日連絡します。

6 保証人

貸付けに際しては、2名の保証人が必要です。

※ 詳細については、条例及び施行規則をご確認ください。

7 貸付額等

(1) 貸付内容

学校等に納付する学費、入学金

(2) 限度額

以下の金額を上限として、1万円単位で希望額を申請してください。

職 種	月額貸付上限額	入学金貸付限度額
薬剤師	20万円	35万円
看護師	10万円	
臨床検査技師		
介護福祉士		

(3) 貸付額の決定

貸付希望額を精査し、適当と認められる額を予算の範囲内で貸し付けします。

(4) 貸付利子

無利子

(5) 貸付期間

貸付決定から卒業する月までの間であって、正規の修学年限を超えない期間

(6) 貸付方法

毎月、指定口座へお振込みします。

8 償還の免除

貸付金は学校等卒業後、返還しなければなりません。卒業後、町内の指定施設等で一定期間、勤務した場合、一部又は全部が免除されます。

※ 詳細については、条例・施行規則をご確認ください。

9 その他

(1) 2年目以降は、年度当初に交付申請書及び在学証明書のほか、修学状況を確認するため、成績を証明する書類を提出していただきます。

(2) 提出いただいた書類は、受付後は一切お返しできませんのでご了承ください。

(3) 応募に際し提出していただいた個人情報、修学資金貸付事務以外には使用しません。

(4) この要領のほか、「看護職員等養成修学資金貸付条例」及び「看護職員等修学資金貸付条例施行規則」をご確認いただき、本制度の内容を十分確認してください。

【お問い合わせ先】

〒028-5495

岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1 葛巻町役場健康福祉課健康係

TEL0195-66-2111 内線157 / FAX0195-67-1060

E-mail : kuzumaki0401@town.kuzumaki.iwate.jp